

## 豊田市不妊検査・治療費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、不妊に悩み、相互に協力して不妊検査及び不妊治療に励む夫婦に対し、経済的な援助を行うことにより、子どもを産み育てる営みを通じて自己を表現することを支援し、もって豊かな社会の構築を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 第1段階 人工授精並びに保険診療範囲内の不妊検査及び一般不妊治療をいう。

(2) 第2段階 配偶者間で行う体外受精及び顕微授精による不妊治療をいう。

### (医療機関の指定)

第3条 市長は、第5条に定める補助対象行為を行うことができる医療機関(以下「指定医療機関」という。)として、第1段階にあっては産婦人科若しくは泌尿器科を標榜する医療機関又は第2段階の指定医療機関を、第2段階にあっては「不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」に規定する施設・設備を有し、必要な人員を配置しており、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できる医療機関を指定する。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事並びに政令指定都市及び中核市(豊田市を除く。)の市長が「母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱」(以下「国の要綱」という。)に基づき特定不妊治療を実施するに相当と認められた医療機関は、市長が指定したものとみなす。

### (補助対象者)

第4条 補助の対象者は、戸籍法(昭和22年法律第224号)第74条の規定に基づき婚姻の届出をし、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条の規定に基づき外国人登録原票に登録された夫婦で、申請時において次の各号のすべてを満たす者とする。

(1) 夫及び妻の両方又はいずれか一方が市内に住所を有する者であること。

(2) 前条の規定により指定された医療機関が、次条に規定する補助対象行為が必要と診断した者であること。

(3) 夫及び妻の前年の所得(1月から5月までの申請については、前々年の所得)の合計額が730万円未満であること。ただし、第1段階においては、この限りでない。

(4) 夫及び妻が国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者であること。

2 前項第3号に規定する所得の範囲については児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条の規定を、所得の計算方法については同施行令第3条の規定を準用する。

### (補助対象行為)

第5条 補助の対象行為は、第3条の規定により指定された医療機関で実施される第2条に規定する行為とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為は、補助の対象行為としない。

- ( 1 ) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
- ( 2 ) 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）
- ( 3 ) 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫婦の精子と卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）

（補助期間）

第 6 条 補助の期間は、第 1 段階においては 1 夫婦につき各年度 1 回を限度に通算 2 年度までとし、第 2 段階においては 1 夫婦につき初年度は 3 回まで、2 年度目以後は各年度 2 回を限度とし通算 5 年度で計 10 回を超えないものとする。

2 前項の第 2 段階の年度区分は、治療の終了した日の属する年度を基準とする。

3 前住所地において、市町村が行う補助事業により第 1 段階の補助金の交付を受けている夫婦、又は国の要綱に基づく補助を受けて都道府県又は市が行う補助事業により第 2 段階の補助金の交付を受けている夫婦については、本市において補助金の交付を受けたものとみなして、第 1 項の規定を適用する。

（補助金額）

第 7 条 補助金の額は、次の各号に掲げる段階に応じて、当該各号に定める額とする。

( 1 ) 第 1 段階 指定医療機関において人工授精、不妊検査及び一般不妊治療を行った際に、当該指定医療機関及び医療機関からの処方により院外処方を受けた薬局等に対し自己負担額として支払った額に 2 分の 1 を乗じて得た額（その金額が 5 万円を超えるときは 5 万円とする。）

( 2 ) 第 2 段階 指定医療機関において特定不妊治療を行った際に、1 回の治療につき当該指定医療機関に対し自己負担額として支払った額（その額が 15 万円を超えるときは 15 万円とする。）

2 前項に規定する補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 第 1 項第 2 号において「1 回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精 1 回に至る治療の過程をいい、過去に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も 1 回とみなす。ただし、卵胞の未発育又は排卵終了のため治療を中止した場合、採卵準備中、体調不良等により治療を中止した場合等、採卵に至らず治療を中止した場合は、対象としない。

（補助金の申請）

第 8 条 第 1 段階の補助金の交付の申請をしようとする者は、3 月から翌年 2 月までに行った検査及び治療に係る補助金の額を取りまとめて、4 月から翌年 3 月末日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、末日が豊田市の休日を定める条例（平成元年条例第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する市の休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で市の休日でない日をもってその期限とみなす（次項において同じ。）。

( 1 ) 豊田市不妊検査・治療費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号）

( 2 ) 豊田市不妊検査・治療費補助事業医師証明書 ( 様式第 2 号 )

( 3 ) 自己負担金支払証明書 ( 様式第 3 号 )

( 4 ) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、市内に住所を有する期間において行った検査及び治療に係る補助金に限るものとする。

3 第 2 段階の補助金の交付の申請をしようとする者は、1 回の治療につきその治療の終了した日の属する年度の 3 月末日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、治療終了日が、2 月 1 日から 3 月末日までの間にある場合は、5 月末日までに行うものとする。

( 1 ) 不妊に悩む方への豊田市特定治療補助金交付申請書兼実績報告書 ( 様式第 4 号 )

( 2 ) 不妊に悩む方への豊田市特定治療支援事業受診等証明書 ( 様式第 5 号 )

( 3 ) その他市長が必要と認める書類

( 補助金の交付決定等 )

第 9 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類の審査及び調査を行い、適当と認めたときは交付の決定をし、第 1 段階にあつては豊田市不妊検査・治療費補助金交付決定通知書兼確定通知書 ( 様式第 6 号 ) により、第 2 段階にあつては不妊に悩む方への豊田市特定治療補助金交付決定通知書兼確定通知書 ( 様式第 7 号 ) により申請者に通知をし、補助金を交付するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが適当でないときと認めるときは、不交付の決定をし、第 1 段階にあつては豊田市不妊検査・治療費補助金不交付決定通知書 ( 様式第 8 号 ) により、第 2 段階にあつては不妊に悩む方への豊田市特定治療補助金不交付決定通知書 ( 様式第 9 号 ) により申請者に通知しなければならない。

( 補助金の請求 )

第 10 条 前条第 1 項の規定による交付決定を受けた者は、直ちに豊田市不妊検査・治療費補助金交付請求書 ( 様式第 10 号 ) により、請求をしなければならない。

( 台帳の整備 )

第 11 条 市長は、豊田市不妊検査・一般不妊治療費補助台帳 ( 様式第 11 号 ) 及び不妊に悩む方への豊田市特定治療補助台帳 ( 様式第 12 号 ) を備え、適正に管理しなければならない。

( 交付決定の取消し )

第 12 条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

( 1 ) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

( 2 ) 第 4 条から第 6 条までの規定に違反したと認めるとき。

( 3 ) 補助金を交付目的以外の用途に使用したとき。

( 補助金の返還 )

第 13 条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消す場合において既に補助金が支払われているときは、豊田市不妊検査・一般不妊治療・不妊に悩む方への特定治療補助金返還請求書 ( 様式第 13 号 ) に取消しの理由を付して、補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。
- 3 市長は、補助金の返還の請求を受けた者が前項の期日までに補助金を返還しないときは、豊田市税外収入に係る延滞金条例（昭和39年条例第7号）第2条第1項に規定する割合により算出した金額を請求することができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱は、施行日以後に実施された補助対象行為に係る補助金の申請から適用し、施行日前に実施された補助対象行為に係る補助金の申請については、なお従前の例による。

（要綱の失効）

- 3 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。